

大分市上下水道局週休２日工事实施要領

(目的)

- 第１条 建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など、将来の担い手確保が大きな課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。
- そのため、大分市上下水道局では労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業界の週休２日普及に向け「週休２日工事」を実施するものである。

(発注方式)

- 第２条 発注方式は次のいずれかの方式とし、発注者が指定する。
- (１) 現場閉所型週休２日制
対象期間において、４週８休以上の現場閉所に取り組む方式
 - (２) 週休２日交代制
対象期間において、技術者及び技能労働者が交代しながら４週８休以上の休日確保に取り組む方式

(対象工事)

- 第３条 対象工事は、大分市上下水道局が発注する建設工事とし、発注者が次のいずれかの方式を指定する。
- (１) 現場閉所型週休２日制
対象工事は特記仕様書に週休２日工事（現場閉所型）であることを明示する。ただし、以下の工事は除く。
 - ① 竣工時期や作業時間の制約が厳しい工事（出水期における河川区域内工事など）
 - ② 緊急を要する工事（災害復旧における応急工事など）
※災害の本復旧工事は現場閉所型の対応とする。
 - ③ その他発注者が指定する工事
なお、災害の本復旧工事については、契約後に受注者から「交替制」への変更協議があった場合、「交替制」に変更できるものとする。
 - (２) 週休２日交代制
対象工事は社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所が困難な上記（１）①～③の工事とし、特記仕様書に週休２日対象工事（交代制）であることを明示する。
なお、上記（１）①及び③の工事については、契約後、受注者から制約等を解消する具体的な提案があり、受発注者協議が整った場合は、「現場閉所型週休２日制」を適用することができるものとする。

(週休2日の定義)

第4条 現場閉所型週休2日制とは、工事着工に先立ち4週間のうち8日以上の日を定め、休日には現場での作業（現場事務所での作業を含む）を行わないことをいう。

また、週休2日交代制とは、現場に従事する技術者及び技能労働者について、交替しながら4週間のうち8日以上の日を確保し、休日には現場での作業（現場事務所での作業を含む）を行わないことをいう。

(1) 休日の形態

4週8休：4週間のうち、8日間以上の休日を定め確保することをいう。

※休日の考え方については、「週休2日工事（現場閉所型） 休日等の考え方」および「週休2日工事（交替制） 休日等の考え方」による。

(2) 対象期間

対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とする。

なお、工場製作のみを実施している期間、余裕期間を設定した工事における余裕期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とする期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まないものとする。

ただし、週休2日交替制による場合の下請企業については、施工体制台帳上の工期を基本とする。

(3) 現場での作業に該当しない作業（現場閉所型週休2日制）

現場閉所中の以下の作業は「現場での作業」に含まないものとする。

- ① 臨機の措置（異常気象時等における現場対応や安全パトロール等）
- ② 資材納入、交通誘導、調査業務、運搬業務等の建設工事の請負契約に該当しない作業
- ③ その他、受発注者の協議により必要と認められた作業

(実施内容)

第5条

(1) 受注者による意思表示

受注者は、下記内容について確認した上で、施工計画書提出時に「週休2日工事」実施の意向について、書面にて監督員に報告する。

- ① 週休2日工事を行うことでの工期変更は認められない。
- ② 作業日が恒常的な残業となってはならない。

なお、「週休２日交替制」により発注された上記第３条（１）①及び③の工事において、制約等を解消する具体的な提案がある場合は、事前に監督員と協議するものとする。

また、「現場閉所型週休２日制」で発注された災害の本復旧工事において、制約等により「交替制」に変更する場合は、事前に監督員と協議するものとする。

（２）計画工程表等の提出

受注者は、「現場閉所型週休２日制」に取り組む場合、施工計画書提出時に週休２日の休日取得計画が確認できる工程表（任意様式）を監督員に提出する。

「週休２日交替制」に取り組む場合は、技術者及び技能労働者（下請含む）の出勤状況がわかる一覧表（任意様式）などについて、受発注者で休日取得の確認方法を協議すること。

（３）看板等による表示

受注者は、「週休２日工事」である旨を看板等で現場に掲示する（別紙 表示例）。

（４）実施報告

受注者は、実施工程表や一覧表等により休日の所得状況を取りまとめ、大分市公共工事請負契約書第１１条に基づく履行報告書と合わせて提出する。

また、監督員の指示により、作業日報、出勤簿等の提示を求められた際には提示する。

（５）変更協議

「現場閉所型週休２日制」において、不測の事態等によりやむを得ず、予定している休日に作業を行う必要が発生する場合には、事前に振替日を監督員へ報告の上、承諾を受けること。また、天候不良については、不測の事態等と認める。

振替日については、同一期間（４週間）内で振替えることを原則とする。突発的な出勤又は現場閉所により、同一期間内で振替えが困難な場合は、隣接する期間に振替えることができる。

なお、設計変更により工期が変更となる場合には、その都度週休２日の休日変更取得計画を監督員に提出すること。

(6) 監督員の対応

監督員は、緊急を要する工事等やむを得ない場合を除き、休日の前日等、休日中の作業が発生するような指示は行わない。

監督員は、受注者から提出された実施報告資料により休日の取得状況を確認する。

なお、一期間が28日に満たない場合は、その期間内の土曜日、日曜日の日数分を取得すれば達成と判断する。

(労務費の取り扱い)

第6条 補正係数については、別紙「大分市上下水道局週休2日工事実施要領 第6条に係る労務費等の補正係数の運用について」による。

また、週休2日の達成は、第5条「実施内容」に基づき確認する。

	【現場閉所型週休2日制】および【週休2日交替制】
予定価格	・4週8休以上の達成を前提とした場合の補正係数を各経費に乗じて予定価格を算定。
変更契約	・施工後に休日の達成状況を確認後、4週8休に満たないものは、補正分を減額変更。 ・工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む）は、減額変更

(工事成績の取り扱い)

第7条 第5条「実施内容」に基づく計画において、4週8休の休日の形態が完全に達成できた場合についてのみ、下記項目において評価する。なお、達成出来なかった場合においても減点を行わない。

本措置による評価は、令和7年度内に完成した工事までを対象とする。

① 土木工事

- ・監督員① 5. 創意工夫 I. 創意工夫
- ・監督員② 2. 施工状況 II. 工程管理

② 建築・設備（プラント設備含む）工事

- ・監督員① 5. 創意工夫 ■その他
- ・監督員② 2. 施工状況 II. 工程管理

(その他)

第8条 本要領に定めのない事項については、受発注者間で協議して定めるものとする。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年8月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年7月15日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附則

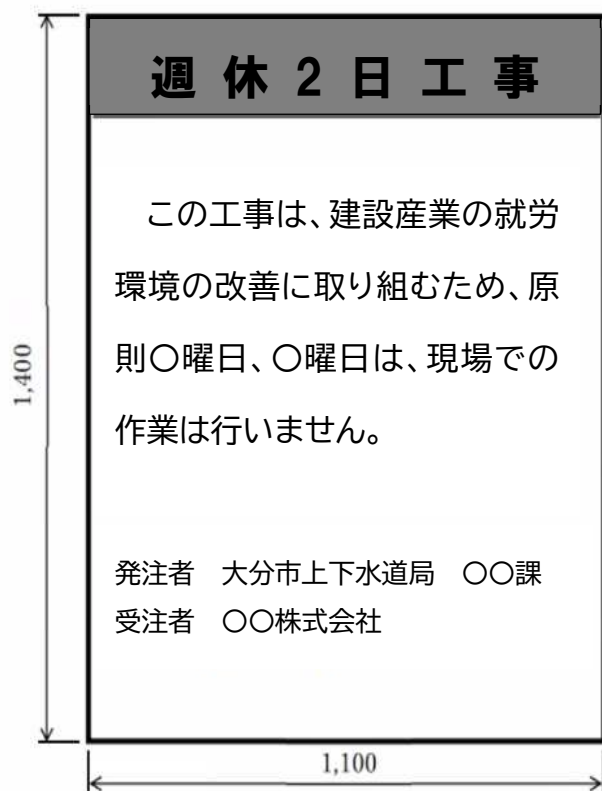
この要領は、令和6年7月15日から施行する。

附則

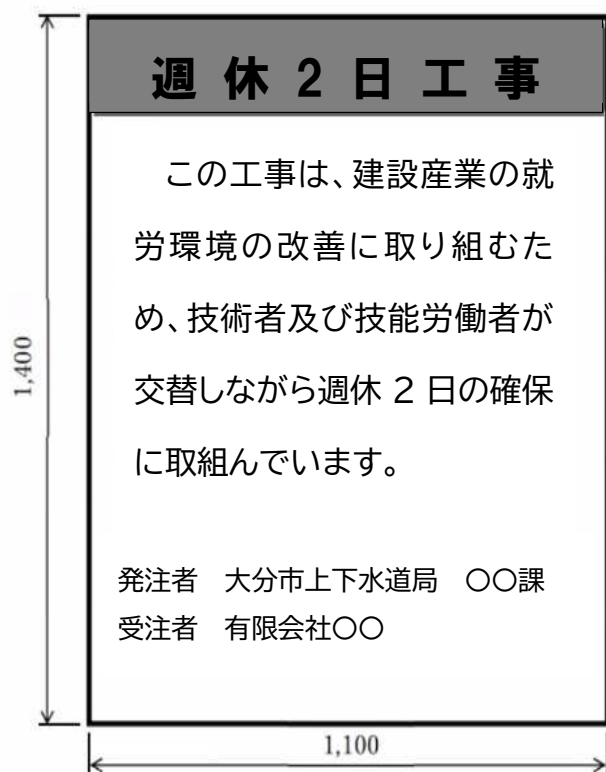
この要領は、令和7年4月1日から施行する。

また、令和7年4月1日時点で契約中の工事に適用する。

別紙 表示例（工事看板）



※現場閉所型週休 2 日制の表示例



※週休 2 日交替制の表示例